

(公印省略)
学字第30052-162号
令和3年1月7日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部
私学・子育て支援課長 上原 美奈子

「首都圏を対象とした緊急事態宣言の再発令」を踏まえた対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

全国における新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、各地で医療のひっ迫が深刻な状況となる中、本日、国では、首都圏の1都3県に対し、緊急事態宣言の再発令を決定しました。

現時点では、本県は緊急事態宣言の対象とはされておりませんが、県内の感染状況等を踏まえ、「群馬県社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒度「4」を維持した上で、通勤・通学等を除く県内全域での不要不急の外出自粛要請を令和3年1月25日（月）まで延長することといたしました。

本県においては、新規感染者が過去最高を記録し、学校での児童等の多数感染が確認される等、これまで以上に警戒を強める必要があります。

各市町村におかれましては、保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、引き続き適切な感染拡大防止対策を徹底するよう御指導をお願いするとともに、県保健福祉事務所や市町村衛生担当部局と連携を図りながら、適切に御対応いただきますよう併せてお願いいたします。

※ 詳細は、別添「群馬県『社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）』に基づく要請について（1月9日（土）以降）」を御確認ください。

また、最新の県内感染状況については、県Webページ「新型コロナウイルス感染症対策サイト」、「新型コロナウイルス感染症まとめページ」等を御覧ください。

事務担当：子育て支援係・保育係
T E L：027-226-2622（子育て支援係）
027-897-2689（保育係）